

松江家庭裁判所委員会（第30回）議事録概要

1 日時

平成27年6月23日（火）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）稲葉重子

（委員）安達亮，伊原由紀子，川本ゆかり，桐山香代子，杉山順一，園山信夫，
長野正夫，野津富士男，藤尾智敬，細木裕二，堀江正俊

（五十音順敬称略）

（説明者）宮崎首席家庭裁判所調査官，山本首席書記官

岸本主任家庭裁判所調査官，細木主任書記官

（事務担当者）飯富事務局長，田部事務局次長

（庶務）草野総務課長，結城総務課課長補佐

4 議事

□ 前回委員会で出された意見に対する報告

（事務担当者）

前回の家裁委員会で，新庁舎におけるサイン表示の在り方や代理人待合室の防音対策について御指摘をいただきましたので，その後の対応状況等を御報告します。

場所が分かりにくいとの御意見をいただいた労働審判廷への案内表示については，待合コーナーに案内表示の看板を設置し，また，仕切りがなく入りにくいとの御意見をいただいた代理人待合室にはテーブルとテーブルの間に衝立を設置しました。

今後，旧庁舎の取壊し及び外構工事を行い，すべての工事が完了いたしますと，庁舎南側に来庁者用駐車場が完備され，来庁者出入口も南側となります。その際には，皆様からいただいた御意見を参考にして，案内表示を工夫する等して，来庁者に御不便をおかけすることのないよう努めたいと考えています。

□ テーマ「面会交流に関する取組について」

ア 説明者による面会交流に関する説明

イ 面会交流に関する質疑応答，意見交換
別紙のとおり

□ 次回期日及びテーマについて

次回期日及びテーマは追って指定する。

(別紙)

A委員

面会交流を禁止，あるいは制限される場合として子供の拒絶というのがあるということですが，子供の意思を尊重して面会交流を行わなかった具体例はありますか。

説明者

子供が拒否しているからといって全て禁止するというわけではなく，子供がそのような気持ちを持つのはどういったところからなのかということをしていろいろ調査した上で，判断することになるかと思います。

B委員

面会交流事件の事件数の推移を見ると，全国的に年々かなり増えているようです。これは面会交流の認知度がアップしたからなのか，あるいは離婚が特別なものではないという今の社会を反映したものなのか，その辺はどうですか。

説明者

平成23年の民法改正が一つきっかけになったかと思います。また，面会交流の認知度が上がるにつれて，会えない親側から面会交流の申立てをされるという動きは強くなってきていると思います。

C委員

面会交流事件の課題に挙がっている当事者の意識の変化とは，どのようなことですか。

説明者

一昔前はお母さんが育児の中心になるということが多かったかと思いますが，最近はお父さんも子育てに協力するようになってきており，離婚後も子供に会いたいという意識の変化が出てきたという趣旨です。

C委員

親子が会う場を設けるという意味では，もっと社会的に広まっていくと良いなあと思って，今日話を聞かせていただきました。私が経験した例では，ある少年が16歳ぐらいのときに両親が離婚して，お母さんがその少年と新しいお父さんと3人で，下に2人いた弟とお父さんがそれとは別の世帯で暮らすことになったことから精神的に不安定になってしまい，保護観察になったんです。私は，その少年に，毎月お父さんのところに行って弟たちの顔を見て来なさいということを行ったんです。現実にはそうやっていったら非常に落ちついてきて，1年ぐらいたったころから，こんにちは，きょうもよろしくお願ひしますと，挨拶もきちっとするようになりました。もう社会に勤めておりますけれども，心の安定に非常に良かったなあと思っ

ております。

B委員

この面会交流のしおりというのは、調停の当事者となった方にのみ渡しているのですか。

説明者

裁判所の窓口に備え置くという一般広報的な使い方もしております。

B委員

協議離婚が非常に多いということですが、そういった方々がこのしおりを目にすることはほとんどないということですか。

委員長

裁判所に来ることなく離婚された方の目に触れることは、恐らくないものと考えられます。

A委員

面会交流はかなりドロドロしたものを含めて、調停あるいは審判を経た上で実現されるわけですね。そういう中に、実際に子供が出ていけば、大変なストレスではないかなと想像します。

手続終了後のフォローアップというようなものが、具体的にどのような形で行われているのか。そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

説明者

裁判所では、調停あるいは審判で決まった後のフォローアップができる体制にはないということが現実です。

ただ、地域にもよりますが、親同士がうまく連絡調整できないときに面会交流を仲介するような機関もごございます。そのような団体は県内にも幾つかはありますが、あくまでも当事者の方が御自身で契約をされるもので、裁判所で御紹介等はしておりません。

それと、子供のストレスについてですが、最初はすごいストレスだったけれども、だんだん連絡調整がうまくいって、最終的には自由に会えるようになりましたというケースをたまに耳にすることもございます。

D委員

一般の方へのPRはどうでしょうか。家庭裁判所がこういうことをやっているということがあまり知られていないのではないのでしょうか。

E委員

私も今日初めて、こういう面会交流というシステムがあるということを知りまして、裁判所はこういうこともやっているんだなと思いました。

家庭裁判所に相談をすればパンフレットをもらえたり、こういう手続があるという説明をしてもらえらるけど、そういうことを知らない親御さんも結構おられると思います。

説明者

家庭裁判所に御相談にお越しいただければ、その中で面会交流の御説明はいたします。面会交流そのもののアナウンスが十分でないところは承知しておりますが、それとともに家事全般についての手続案内ももっとPRしていかないといけないと反省しております。この機会に家事手続案内をやっていることもお知りになっていただければと思います。

それと、先ほど面会交流のしおりは家庭裁判所でしか手に入らないのかという御質問をいただきましたけれども、平成23年の法改正の際に、離婚届に面会交流や養育費の取り決めの有無についてのチェック欄が設けられたことから、法務省が作成した養育費や面会交流についてのリーフレットは市役所の窓口等に置いてあると思いますので、面会交流という手続があることを知る機会はあるかと思います。

B委員

離婚届を提出する市役所の窓口にはパンフレットが置いてあるか、あるいは参考までに見てくださいという形で渡すのが一番良いのではないかと思っていたのですが、そのようなことをされているということですね。

F委員

調停段階で親教育をされているということですが、どのような説明をされているのでしょうか。実際に親教育を受けられた方の感想等があれば、御紹介いただければと思います。

説明者

面会交流においては、多くのケースでリーフレットを渡したり、DVDを見てもらったりしています。

それ以外には、調査官が対面で面接をする時間をとる場合がございますが、そのような時は、DVDの感想を話してもらって、うちはこうはいかないのよね、との話が出たときには、どの辺からそうお感じですかとか、どういうふうにしたらよくできますかなどと話してみる場合があります。

私の経験では、別居している側の親御さんに見ていただいたときに、DVDにも勝手にプレゼントを買ったり、過度なプレゼントをしないよという場面がありましたけれども、いつも会うときにはちょっとやり過ぎていたなとか、そのことで同居している親の気分を損ねていたんだな、というような率直な感想を言う方もあります。

また、お父さんとお母さんが紛争中であると子供はこんな気持ちになるということにまず気付いてもらいたいときは、「親権をめぐる争いから子供を守るために」の離婚編を視聴してもらうというようなこともしております。

G委員

学校現場などでは子供が在籍しているかという問合せに対しては、保護者の方以外には、どのような内容であれお答えできないと全てお断りしているのですが、どう対応すべきか何かアドバイスはありますか。

説明者

自分の住所や子供の学校等を明らかにしてほしくないという希望が出されることはよくありまして、そのような場合には、裁判所としましては秘匿の希望があったとして慎重に取り扱い、反対の当事者には住所や子供の学校名等を特定されないように配慮をしています。

先ほどおっしゃった子供と離れている親御さんが学校に問合せをしてくるケースは、通常考えますと、子供に会うための調査をしていると推測されます。一概には申し上げられませんが、最悪子供を連れ去っていくというような危険なケースに発展する可能性はあると思います。

委員長

住所をお互いに知らせないとか、連絡をとる方法がない状態では面会交流自体成り立ちませんので、そういう場合は、調停は難しいということになるのかもしれませんがね。

H委員

子供に対する虐待をした人が子供に会いたいとおっしゃられる場合もあるのですが、それは法的に拒否できるんですか。

説明者

虐待の事実があったら100%だめという単純なことではなくて、その後の子供の立ち直りや、親の反省の度合い、あるいはどういう方法であれば子供の福祉を害さないような面会交流ができるのかというところで、裁判所としては調査や事実関係の収集をして判断しているのが実情です。

例えば、性的虐待があったような事案だと子供さんの心の傷は深く、そういう事実をきちんと伝えるまでにもものすごく時間がかかったようなケースで、もうとても会わせられないという状況を説明したら、申立てを取り下げたというような事案がございましたし、他方、たまたま子供に手を挙げてしまったものの、それまでの親子の関係が非常によく、子供自身もやっぱり会いたいという気持ちを持っているとわかった事案ですと、第三者が立ち会って、虐待が疑われることがないような場面をつくって会わせる方向で検討することもあります。

単純に反省したから会わせましょうということではなくて、子の福祉を考えて、子供の傷がどの程度なのか、子供がどう受け入れているのかをメインに調査していくことになります。

I委員

審判が出てもそれに従わないということもあると思いますが、そういうときに罰則等はあるのですか。

説明者

審判で定められた面会交流を拒絶するような場合が想定されるかと思いますが、そのような場合には履行を促す制度、又は、裁判所が履行を命令して、それに従わなかった場合には金銭の支払いを命じる制度はあります。

ただ、強制されて実施される面会交流は果たしてどうなのだろうかという問題はあるので、継続可能な内容の面会交流を当事者双方の合意のもとで定めることができるように、調停の場で双方納得の上で詰めていくということが求められていると考えます。

J委員

弁護士のところに来るのは、とにかくこじれている事例なので、本当に面会交流は始めることも、続けていくことも難しいという印象が強いです。

私は個人的には、子供と親は会わせた方が良いとは思っていますが、依頼者がもうどうしても会わせたくないというときは依頼者の意思には反することはできませんので、じくじたる思いがある事件もありました。

先ほど第三者機関というお話がありましたけれども、その利用にはお金かかるんですよね。その費用の負担を渋ったりして、話がまとまるようでまとまらないということで、本当に面会交流って難しいなあといつも思っています。

A委員

家庭裁判所でフォローアップができないというのはわかりましたが、面会交流も形だけ決めるのであれば、結果的には子供に大変なストレスを与えるものだと思います。先ほどのDVDでも、好ましくない例が紹介されていましたが、現実にはこのようなことが繰り返し行われているのではないかと、フォローアップを考えていかないと、この制度は成り立たないのではないかと感想です。

F委員

先ほど親教育について調査官調査も活用しているという説明がありましたが、調査官が親に対して、お子さん、今こういう状態ですといったことまで言うのでしょうか。

説明者

はい。こういう調査を実施した結果、このような情報が得られました，それを踏まえるとこのように考えられます，というところを調査報告書にまとめて，当事者双方に見ていただきます。また，調査結果を調停等の場で直接口頭で報告することもあります。

E委員

裁判所の手続を経て始まった面会交流でも，子供と両親との交流も良い感じになったら，あとは当事者間で面会の回数などを調整しても良いのですか。

説明者

当事者双方でうまく調整がつくのであれば，裁判所で決めたとおりにいうわけではなくて，子供の状況を踏まえながら御家族で決めていただければと考えています。

以 上